

はじめに 国民投票という視点から、憲法改正手続を検討する。

## 一 日本の憲法改正国民投票の性質と運用の指針

### 1 国民投票の分類

- 1) 発議なしで実施されるタイプ～義務的レファレンダム
- 2) 発議によって実施されるタイプ～任意的レファレンダム  
国民が発議するもの～アメリカ(州)型・スイス型・イタリア型  
大統領が発議するもの～フランス型  
議会が発議するもの～イギリス型・デンマーク型

### 2 日本の憲法改正国民投票の特徴

- 1) 発議権が議会の多数派にある、議会多数派主導型レファレンダムである。ここでは、  
( ) 憲法改正を争点とした選挙 ( ) 国会の合意による発議 ( ) 国民投票という3  
段階の民意反映が予定される。( ) が欠けている場合は、( ) の国民投票で否決され  
る可能性もある。
- 2) 両院の3分の2の賛成という発議のための要件は、実際は議会の「少数派」の保護  
として、機能する。
- 3) 実際の発議は、A) 両院で3分の2を超える「巨大与党」の誕生か、B) 与野党の  
合意が成立した時に、憲法の発議が行われることが予想される。
- 4) 現状はAに近いがAではない。従って、発議のためには、Bのとおり、与野党間、  
もしくは政党の枠を超えた議会内部のコンセンサス形成が求められる。

### 3 憲法改正国民投票の運用の指針

選挙による民意反映が欠けていること、日本は一度も国民投票を実施したことがない  
ことを考慮すれば、改正案作成にあたっては、国民の意見を反映する機会をつくり、国  
民投票実施にあたっては、慎重な手続の制定と運用が望ましい。

## 二 憲法改正国民投票における実施上の諸問題

### 1 改正案の起草における問題～民意を正確に反映させる

#### 1) 内容上の問題

##### 大幅な改正及び一括投票

全面改正ではないが、憲法を大幅に改正する場合が想定される。第三章の人権の規定  
全体を、修正・削除・増補することによって、一つの改正案とする場合、及び統治機  
構で新しい制度を導入する場合(当然関係条文の調整を含む)がある。前者は、でき

る限り個別、投票案件とすべきであるが、後者は一括して投票すべきであろう。

#### シングルサブジェクトルール (single subject rule)

「一つの投票案件には、一つの内容を盛り込むべし」という準則で、アメリカ等多くの国で、このルールの遵守が求められている。シングルサブジェクトルールの趣旨は、第一に、無関係な争点を組み合わせて一つの投票案件にすることを防止であり、第二に、議員間なれあい投票（ログローリング）を防止すること、第三に、憲法改正にあたっては、急激で大幅な変化を抑制することにある。日本の国民投票法にも、このような規定が存在することが望ましい。

#### 投票案件の数と国民の対応

上記と という点からみると、細かく投票案件を作成すべきであるということになり、これは、「正確な民意反映」という点では望ましい。しかし、諸外国の国民投票・住民投票の運用をみると、投票案件が一定数を超えると、逆に国民の情報収集と理解が難しくなり、投票率の低下、棄権の増加の可能性がある。このバランスが難しい。

### 2) 一括投票禁止・シングルサブジェクトルールに反した場合の是正

1) で挙げたルールの侵害に対する是正方法が、制度化される必要がある。

A) 事前の審査 裁判所による場合～アメリカの州など

裁判所以外の第三者機関が審査する場合～イギリス

B) 事後の審査 シングルサブジェクトルール及び手続的瑕疵を審査するのは困難

### 2 投票日の設定

投票案件の周知徹底と国民の情報獲得のためには、発議から投票まで、ある程度長い期間が必要。ただし、一般に投票までの期間が長くなると、反対票が多くなる傾向がある。

### 3 選挙運動期間における情報の流通

一般に、国民投票・住民投票において、投票者は「現状維持」志向の投票行動を取るとされる。アメリカにおいては、大量のテレビコマーシャルで、投票案件に対する投票者の「不安」をあおり、否決に持ち込む選挙戦術が有効であることが報告されている。

#### むすび

硬性憲法であること、議会主導型であること、国民投票の経験がないことから、慎重な運用が求められる。